

講師派遣制度

利用団体募集（後期分）

一度は教えてもらいたい特別な講師をお呼びして、
いつもとは違ったサークル活動をしてみませんか？

社会教育関係登録団体（以下「団体」という。）が自主的に構成員向けの学習会・研修会・講習会などを開催する場合、団体育成の一環として、講師に支払う謝礼金（上限17,000円）を負担します。※講師の選定と交渉、会場確保は、団体で行っていただきます。

派遣期間 令和8年10月～令和9年3月

募集团体 81団体(申し込み多数の場合は抽選)

申込期間 **8月3日(月)～21日(金) ※必着**

申込方法 往復はがきに①から⑦までの必要事項を記入し、下記までお送りいただくか、申し込みフォームでもお申し込みできます。
※右下の二次元コードを読み取ることで申し込みフォームにアクセスできます。



【注意事項】

講師派遣の対象となるのは、次の要件を満たしている学習会などです。

- (1) 社会教育活動を目的とし、1回2時間程度の学習内容であること。
- (2) 活動計画に基づく活動であること。
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは自ら営利事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるものでないこと。
- (4) 参加予定者が5名以上であること。
- (5) 団体の日常活動における講師の謝礼補填を目的としていないこと。
- (6) 当該団体の構成員が講師でないこと。

なお、会場の確保、講師との交渉などは団体で行ってください。

また、講師謝礼の上限は17,000円（源泉徴収所得税、復興特別所得税を含む）です。

※講師派遣制度の利用は1団体につき年間1回のみです。

前期(令和8年4月～9月)に当選した団体はお申し込みできません。

85	⑦郵便番号	①団体講師派遣制度の申し込み
返 信	⑦ 氏 名	②団体名
		③代表者名
		④連絡者の住所・氏名・電話番号
		⑤学習会等実施予定月
		⑥学習会等のテーマ

申し込みフォームは

▼こちらから

